

※太枠内にご記入頂き身分証と一緒にFAX下さい。FAX頂いてからの審査開始となります

申込書全般		店舗・事務所申込書(個人用)			
令和 年	月 日				
物 件	名 称	室 番		号 室	
家 主					
契 約 者	所在 地				
	保証金 斷 金	解約引・礼 金	①家 費	②共 益 費	預り・手 付け
保 賃 条 件	円	円	円	円	万 円
⑤駐車場	車種	(6)その他( )			(4)町会費
	円	円			円
		合計(①+②+③+④+⑤+⑥)			円
◎アソシア家財保険にご加入ください。単身物件:16,000円 ファミリー物件:21,000円 2年毎更新◎					
入 居 者	ふりがな		年 齡	生年月日	
	姓 名	現 住 所	才	年 月	日
勤 務 先	名 称	電 話	才	年 月	日
	所在 地	携 帯			
連 帶 保 証 人	ふりがな		年 齡	年 収	
	姓 名	現 住 所	本人	約 万円	年
勤 務 先		年 齡	年 収	勤 務 年 数	
仲介業者 住 所 TEL・FAX		才	才	約 万円	年
※必要書類※					
本人確認書 保証対象合計額(賃貸条件の合計額) 保証料(税込)		学生証 口座振替証書 保険証 写真(入居者全員) 保険申込書(契約者)	口バスポート 外国人登録証 保証プラン 印鑑証明 在職証明(社保コピー) (契約者)	その他( )	
% %		初回	9%・更新料	円/年 不可	
審査結果					

あんしん保証株式会社御中  
FAX番号 0570-002-440

# あんしんプラス申込書 (立替払委託契約申込書)

私(申込者)は、別紙「個人情報の収集・保有・利用・提供に関し同意いただく内容」および「立替払委託契約および連帯保証契約に関する規約(要約)」並びに「賃貸保証委託契約および連帯保証契約に関する規約(要約)」に同意の上、あんしんプラス立替払委託契約の申込を致します。

あんしん保証株式会社  
東京都品川区東品川四丁目12番4号  
品川シーサイド一<sup>クタワー</sup>9階  
TEL:0570-038-440 FAX:0670-002-440  
※上記ナビゲイブルは、大阪市北区に着信し、  
着信地までの通話料はお客様のご負担となります。  
固定端末からのTEL・FAXご利用の場合は、  
最大で22.5秒ごとに1円(税込)の通信料が  
お客様のご負担となります。

申込年月日 20 年 月 日 会員番号 7 8 7 6 0 1

申込区分 新規 物件移動 物件追加

ご記入ください。 外国籍の方は、本人確認書類 ご記入ください。派遣社員の方は、派遣先を 記入欄	氏名 (自署)	ふりがな		性別	男 / 女	生年月日	昭和 / 平成 年 月 日	
	申込時 住所	〒						
	配偶者	有 / 無	本人含む同居家族( )人	居住 年数	年 力月	転居理由	結婚 / 転勤 / 転職 / 就学 / 独立 / 住替 更新 / 代理契約 / その他( )	
	勤務先 (自営 商号)	ふりがな						
	勤務先 住所	〒						
	電話	( ) -						
	勤続年数	年 力月	年収	万円				
	営業内容							
	職業区分	正社員 / 公務員 / 自営業 / 契約社員 / 派遣社員 / パート・アルバイト 主婦 / 年金受給 / 無職 / 生活保護 / 大学生 / 短大生 / 専門学生 高校卒業予定者 / その他( )						
	新しい 勤務先	新規勤務 就職 所在地	名称 (自営 商号)					
電話	( ) -			見込 年収	万円			
未成年の方 ●お申込者が未成年の場合、親権者の同意が必要です。								
親権者 同意欄	氏名 (自署)	ふりがな						
	電話	( ) -			続柄			
	私は、申込者が申込を行うことについて親権者として同意します。 また、記入内容が親権者同意の情報として貴社に登録されることに同意します。				年齢	歳		
緊急連絡先	氏名	ふりがな						
	住所	〒						
	固定 電話	( ) -			続柄			
	携帯 電話	( ) -			年齢	歳		
※緊急連絡先には、本人・同居人以外の身内の方をご記入ください。審査時にあんしん保証より確認のお電話をさせていただきます。								
新住所	物件 名称	ふりがな	お申込者のみ お申込者および家族 ( )	入居 予定 者	お申込者以外 (続柄: )			
	物件 住所	〒 - 都道 府県 市区 郡 (号室)						
	物件 区分	テナント						

賃貸 借・立 替払 委託 契約 内容 / 月 額 賃料 等・保 証 料 (円)	① 賃料				
	② 共益費・管理費等				
	③ 駐車場利用料等				
	④ その他賃借固定費				
	⑤ 小計(①+②+③+④)				
	⑥ 保証料(⑤× 1 %)				
	⑦ 合計(⑤+⑥)				
	⑧ 水道・ガス料金等	料金支払先からの 通知による金額			
	⑨ 上記以外の立替範囲	上記以外の 立替範囲の金額			
	⑩ ⑪に関する保証料	(⑧+⑨)×⑩の料率			

上記枠内のうち、①から④の中で記載があるもの  
および⑧⑨に関し立替払をいたします。

管理会社	提携契約番号 235577
	株式会社松本空間工房 本社
	【個人テナント用】更新保証料:10%(1年) TEL:06-6696-5454 FAX:06-6609-4664

担当者名

【あんしん保証(株)大阪支店】

仲介会社	あんしん保証株式会社からのお問合せ先は上記管理会社になります。
	名称 TEL 担当者名

【お申込者の方へ】本申込書は正式契約前の申込書です。  
審査結果は上記管理会社・仲介会社へ通知いたします。当社  
が契約を承諾する場合は別途正式な契約手続きが必要となり  
ます。本申込書の記入内容と後日提出いただく契約書や確認  
資料等の内容が相違している場合や、お客様の状況が変化し  
ている場合は、本申し込みや審査結果の如何に関わらず、ご要  
望に添えない場合もございます。

【SMBC C保証】

(2023年2月改訂)

## 【個人情報の収集・保有・利用・提供に関し同意いただぐ内容】

本契約の申込者（賃貸保証委託契約申込法人および同契約に係る連帯保証人を含む。以下、全員を指し、「申込者」という。）は、あんしん保証株式会社（以下、「当社」という。）が、下記記載の各条項に従い、個人情報を取り扱うことに同意いたします。

### 第1条（個人情報）

個人情報とは下記記載の各情報をいい、その情報を構成する氏名、住所、電話番号等個人を特定、識別できるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、結果的に個人を識別できるものも個人情報に含まれます。

- ①当社所定の賃貸保証委託および立替払委託契約申込書、賃貸保証委託および立替払委託契約書、連帯保証契約書に記載された申込者の商号、会社住所、設立年月日、資本金、年商、従業員数、氏名、性別、生年月日、現住居状況、居住年数、転居理由、住所、電話番号、メールアドレス、国籍、家族構成、職業、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号、営業内容、所属部課、役職名、勤続年数、税込年収、見込年収、職業内容、支払口座、口座名義人、申込者の実家住所、実家電話番号、緊急連絡先の氏名、電話番号、申込者との続柄、年齢、住所、連絡可能時間。親権者の氏名、申込者との続柄、電話番号、同意確認希望時間、登録番号、車両所有者の氏名または名称、車両使用者の氏名または名称、初年度登録年月日、車台番号、有効期間の満了する日。本契約の申込者が本契約の委託者であることに相違ないことを確認するために申込者から原本の提示または写しの交付を受けた運転免許証、健康保険証等に記載された本人識別情報、賃貸借申込物件の使用目的を確認するために申込者から原本の提示または写しの交付を受けた登録事項証明等に記載された情報、または審査資料に記載の情報、もしくは本人特定または所在確認のために当社が窓口に請求し自ら交付を受けた戸籍謄本、住民票等に記載の情報。  
②本契約に関する賃貸借申込物件の住所、物件名、賃料、保険料、電気料金、ガス料金、その他各種付随サービス利用料金等の契約情報。  
③本契約の締結後に当社が知りえる賃料、保険料、電気料金、ガス料金、その他各種付随サービス利用料金等に関する支払状況等の取引情報。  
④当社が知りえた申込者の付属情報並びに特定の個人を識別できる音声録音情報。  
⑤当社が知りえた緊急連絡先等の付属情報。  
⑥本契約締結後に連絡、通知等を受け知りえた変更情報。  
⑦申込者の本契約に関する滞納状況。

### 第2条（信用情報機関への登録と利用）

- 1.当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟店員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人情報機関に照会し、申込者の個人情報が登録されている場合には、申込者の支払能力・返済能力の調査のために当社がそれを利用することに同意します。  
2.申込者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟店する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関加盟店員より申込者の支払能力、返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

#### 株式会社シー・アイ・シー(C I C)

登録情報	登録期間
①本契約に係る申込をした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約期間終了後5年以内
③債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約期間終了後5年間

3.当社が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、お問い合わせ電話番号は、下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録、利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

①株式会社シー・アイ・シー(C I C)（割賦販売法および賃金業法に基づく指定信用情報機関）

〒160-8975 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト15階  
お問い合わせ先：0120-810-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp>

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟店員企業名等の詳細は、上記同社のホームページをご覧ください。

4.当社が加盟する個人信用情報機関（株式会社シー・アイ・シー）と提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。

①全国銀行個人信用情報センター(K S C)

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1  
お問い合わせ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟店員企業名等の詳細は、上記同社のホームページをご覧ください。

②株式会社日本信用情報機構(J I C C)（賃金業法に基づく指定信用情報機関）

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館  
お問い合わせ先：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

※株式会社日本信用情報機関の加盟資格、加盟店員企業名等の詳細は、上記同社のホームページをご覧ください。

5.第3項に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は、下記のとおりです。

①株式会社シー・アイ・シー(C I C)

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証番号等の記号番号等本人を特定するための情報、等。契約の種類、契約日、契約額、商品名、および契約回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。

### 第3条（個人情報の利用目的について）

申込者は、当社が下記の目的のため第1条の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦の個人情報を利用することに同意します。

①支払能力を調査するため。

②当社と申込者との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため。

③当社の与信に係る商品およびサービスのご案内のため。

④当社内部における市場調査および分析並びにサービスの研究および開発のため。

⑤申込者の所在確認および連絡の返答を得るため。

⑥その他本契約に基づく一切の債務履行確保のため。

### 第4条（個人情報の第三者への提供および取得について）

申込者は、当社が下記の範囲で第1条の各条項の個人情報を第三者に提供および第三者から取得することに同意します。

①申込者は、提供および取得する第三者の範囲を当社指定の契約申込書記載または当社が提携する不動産管理会社および管理会社指定の仲介業者、立替払委託契約、賃貸保証委託契約に定める保証対象物件（以下、並びに「保証対象物件」という。）の賃貸人、保険会社並びに電気事業者、ガス事業者、その他各種付随サービス提供事業者、当社が指定する収納代行会社、当社が提携する信販会社並びに商品共同提供会社、信販人の同居人および緊急連絡先、緊急連絡先の同居家族、親権者、親権者の同居家族とすることに同意します。

②申込者は、当社が申込者からの申込みに基づく審査結果を当社指定の契約申込書記載または当社と提携する不動産管理会社もしくは管理会社指定の仲介業者、保険会社並びに電気事業者、ガス事業者、その他各種付隨サービス提供事業者、保証対象物件の賃貸人並びに当社が指定する収納代行会社、当社が提携する信販会社並びに商品共同提供会社へ通知することに同意します。審査結果は、審査時点のものであり、契約時点で個人情報に著しい情報の変更や虚偽があった場合、本契約が不成立となつても申込者は異議を申しません。なお、申込者は、当社が審査結果の判定について、一切開示しないことに同意します。

③約款の変更

本約款は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとし、同意の取得もしくは適切な方法での通知または公表を行うものとします。

### 第5条（個人情報の正確性）

当社は、ご提供いただいた個人情報を正確にデータ処理するよう努めます。ただし、ご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者が責任を負うものとします。

### 第6条（個人情報提供の任意性）

申込者は、本契約の利用目的に限定して必要な個人情報を当社に提供することに同意します。申込者から当社に特定の個人情報を提供いただけない場合、当社が本契約を拒否することがあることに申込者は同意します。

### 第7条（本契約の各条項に不同意の場合）

申込者が、本契約の各条項に不同意の場合、申込者は当社が本契約を拒否する場合があることに同意します。

### 第8条（個人情報の管理）

当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用、改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。個人情報は権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

### 第9条（統計データの利用）

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することができます。申込者は、当社が当該データにつき何らの制限なく利用することに同意します。

### 第10条（契約不成立の場合）

本契約が不成立の場合でも本申込みをした事実は、上記第1条および第2条①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

### 第11条（個人情報保護管理者、個人情報取り扱いに関する問い合わせ等の窓口）

1.管理者名：個人情報保護管理者 管理部担当執行役員  
所属部署：あんしん保証株式会社 管理部  
連絡先：03-6627-3440

2.個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用の停止または消去、第三者への提供の停止）に關し、申込者の申出に従いご本人であることを確認させていただいたうえで対応いたします。

申込者の個人情報に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いします。

申込者の個人情報ご相談窓口電話：0120-561-440

受付時間：9：00～18：00（土日祝日、当社指定休日は除く）

以上

※当社の「個人情報の取扱に関する宣言（プライバシーステートメント）

は、当社のホームページにより公表しています。<https://anshin-gs.co.jp/>

## 【立替保証契約および連帯保証契約に関する規約（要約）】

あんしん保証株式会社（以下、「甲」という。）と賃貸借契約上の賃借人兼保険契約、電気需給契約、ガス利用契約並びに各種付随サービス利用契約上の契約者（以下、「乙」という。）は、乙が管理会社（以下、「加盟店」という。）または賃貸人と締結する署名欄記載の保証対象となる賃貸物件（以下、「保証対象物件」という。）に係る賃貸借契約に基づく乙の賃貸人に対する債務および甲と提携もしくは保証契約を締結している電力供給会社（以下、「小売電気事業者」という。）が乙と締結する保証対象物件に関する電気需給契約（以下、「電気需給契約」という。）に基づく乙の小売電気事業者に対する債務、甲と提携もしくは保証契約を締結している保険会社（以下、「保険会社」という。）が乙と締結する保証対象物件に関する保険契約（以下、「保険契約」という。）に基づく乙の保険会社に対する債務、甲と提携もしくは保証契約を締結しているガス供給会社（以下、「ガス事業者」という。）が乙と締結する保証対象物件に関する都市ガス利用契約またはLPガス利用契約（以下、「総称して「ガス利用契約」という。）に基づく乙のガス事業者に対する債務並びに甲と提携もしくは保証契約を締結している各種付随サービス提供事業者（以下、単に「付随サービス提供事業者」という。）が乙と締結する保証対象物件に関する各種付随サービス利用契約（以下、単に「付隨サービス利用契約」という。）に基づく乙の付隨サービス提供事業者に對する債務に關し、第2条に定める立替払いの範囲内において、乙に事前に通知することなく乙に代わって加盟店または賃貸人、小売電気事業者、保険会社、ガス事業者に対し事前に立替払いすることを甲に委託する立替保証契約（以下、「本契約」という。）を締結し、以下のとおり合意します。

### 第1条（立替払いの範囲）

甲および乙は、立替払いの範囲について、最大3ヶ月分の賃貸保証委託契約書に記載の保証範囲内のうち明渡済費用以外の賃料等の賃貸費用並びに電気需給契約に基づく電気料金、保険契約に基づく保険料、ガス利用契約に基づくガス料金、付隨サービス利用契約に基づくサービス利用料について立替払いすることを合意します。

### 第2条（締切日・支払日および支払方法）

1. 乙は、甲が立替払いした第1条に定める金員および「更新保証料」「月額保証料」について、毎月甲所定の期日に締切り、当月26日・27日・28日・29日ないし翌月3日（指定金融機関により異なります。）に甲に支払うものとします。  
2. 乙は、立替払いによる支払金その他本契約に基づく乙の一切の支払債務について、乙が予め約定した甲の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、振替口座の届出遅延、金融機関に対する振替口座設定手続不備、乙の金融機関との口座振替契約の解約等、振替口座の設定がされていない場合その他の甲が特に指定した場合には、甲指定の金融機関口座へ支払うものとします。なお、支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とします。また、その際、乙は、甲に対する支払に要する費用（送金手数料等）を負担するものとします。

### 第3条（立替払いの求償権と遅延損害金並びに督促費用）

1. 乙が、第2条に定める支払債務について第2条の支払期日に遅延した場合、甲は乙に対し求償権行使することができ、乙は、甲に対して、立替払金、その立替払いに要した費用および保険料欄記載の保険料の合計額、並びにこれららの金員に対する支払期日の翌日から支払日至るまで年1.4%の割合による遅延損害金（年365日の目割り計算による）を支払うものとします。なお、遅延損害金の割合等について乙は甲に対し異議申立てをしません。  
2. 乙は、甲に対して、甲が前項の立替保証債務を履行したことに基づく求償金債務を、立替保証債務履行日の当月末もしくは甲が指定する期日までに甲指定の口座に送金する方法により支払うものとします。  
3. 乙は、甲に対する支払に要する費用（送金手数料等）を負担するものとします。  
4. 乙が甲に対する求償金の支払を怠った場合、第1項に定める遅延損害金とは別途、乙は甲に対して、督促手数料（通信費、交通費、事務手数料等）として、2,200円（内税200円）を支払うものとします。

### 第4条（連帯保証契約）

甲と連帯保証人（以下、「丙」という。）は、賃貸借契約上の賃借人兼保険契約、電気需給契約、ガス利用契約並びに付隨サービス利用契約上の契約者（以下、「乙」という。）との本契約に基づく債務に關し、乙の財産および収支の状況、債務の状況、担保提供の有無に関する情報提供を受けたうえで、以下のとおり合意します。  
1. 丙は、本契約に基づく乙の甲に對する一切の支払債務全般およびそれに付隨する一切の費用について、徴収額を「本契約締結時の賃料および其益費・管理費・駐車場利用料等署名欄記載の合計額の2.4ヶ月分」の範囲内で乙と連帯して債務履行の責任を負います。  
2. 丙は、乙の連帯保証人として、賃貸人等に支払いをした場合においても、甲に対し、求償することはできないものとします。

### 【賃貸保証委託契約および連帯保証契約に関する規約（要約）】

あんしん保証株式会社（以下、「甲」という。）と賃貸借契約上の賃借人兼保険契約、電気需給契約、ガス利用契約並びに各種付隨サービス利用契約上の契約者（以下、「乙」という。）は、乙が管理会社（以下、「加盟店」という。）または賃貸人と締結する署名欄記載の保証対象となる賃貸物件（以下、「保証対象物件」という。）に係る賃貸借契約に基づく乙の賃貸人に対する債務および甲と提携もしくは保証契約を締結している電力供給会社（以下、「小売電気事業者」という。）が乙と締結する保証対象物件に関する電気需給契約（以下、「電気需給契約」という。）に基づく乙の小売電気事業者に対する債務、甲と提携もしくは保証契約を締結している保険会社（以下、「保険会社」という。）が乙と締結する保証対象物件に関する保険契約（以下、「保険契約」という。）に基づく乙の保険会社に対する債務、甲と提携もしくは保証契約を締結しているガス供給会社（以下、「ガス事業者」という。）が乙と締結する保証対象物件に関する都市ガス利用契約またはLPガス利用契約（以下、「総称して「ガス利用契約」という。）に基づく乙のガス事業者に対する債務並びに甲と提携もしくは保証契約を締結している各種付隨サービス提供事業者（以下、単に「付隨サービス提供事業者」という。）が乙と締結する保証対象物件に関する各種付隨サービス利用契約（以下、「付隨サービス利用契約」という。）に基づく乙の付隨サービス提供事業者に対する債務に關し、賃貸保証委託契約（以下、「本契約」という。）を締結したことにより、本契約も同時に締結されることについて合意します。なお、甲と乙は、上記各契約から生じる債務に關する甲と乙との立替保証契約（以下、「立替保証契約」という。）が締結されたことにより、本契約も同時に締結されることについて合意します。

### 第1条（契約の成立）

本契約は、乙が加盟店を介し甲への保証申込を行い、甲が承諾し、乙が加盟店を介し本契約書（電子を含む）を甲へ交付したときに成立します。ただし、加盟店または賃貸人、保険会社、小売電気事業者、ガス事業者、付隨サービス提供事業者が本契約を開始するためには、甲所定の手続が必要となり、同手續が行われた日を本契約の開始日とします。なお、本契約を更新する際にも、同様の手續が必要となります。

### 第2条（保証の範囲）

1. 甲は、賃貸借契約に基づく乙の賃貸人に対する債務および乙の電気需給契約に基づく小売電気事業者に対する債務、乙の保険契約に基づく保険会社に対する債務、乙のガス利用契約に基づくガス事業者に対する債務、乙の付隨サービス利用契約に基づく付隨サービス提供事業者に対する債務のうち、下記のいずれかに該当するものについて乙と連帯して、立替保証契約に基づき立替払いされた金員およびその金員を超える債務に關し、保証債務を履行するものとします。なお、下記に定めた保証範囲のうち対象となる保証債務以外は全て対象外とします。ただし、小売電気事業者、保険会社、ガス事業者、付隨サービス提供事業者、賃貸人または賃貸人の代理人となる加盟店と甲との間の包括債務保証契約書記載の保証範囲と下記の保証範囲が異なる場合は、包括債務保証契約書記載の保証範囲において保証するものとします。

保証範囲		
取扱対象物件	居住用住宅・事務所 (居住仕様ビルに限る)	店舗・事務所 (オフィス・店舗仕様ビル)
保証期間	明渡完了まで無制限	月額保証料等6ヶ月分の滞納を限度とする。
保証項目	家賃、共益費、駐車場利用料、町会費等の合計 (以下、「月額賃料等」という。)	
水道光熱費	全額保証	保証対象外
残置物処理費用	全額保証	保証対象外
明渡交渉	対象	保証対象外
明渡訴訟費用	全額保証	保証対象外
明渡遅延損害金	保証対象 (上限:月額保証料相当額/月)	保証対象外
早期解約違約金	保証対象 (上限:月額保証料相当額×2/一年未満) (上限:月額保証料相当額×1/二年未満)	保証対象外
原状回復費用① (死亡事故を除く)	全額保証	保証対象外
原状回復費用② (死亡事故の場合)	保証対象 (病死、自殺等の死亡事故に限る)	保証対象外
その他、賃貸借契約に基づく費用	全額保証	保証対象外
保険契約に基づく保険料	全額保証	保証対象外
電気需給契約に基づく電気料金	全額保証	保証対象外
ガス利用契約に基づくガス料金	全額保証	保証対象外
付隨サービス利用契約に基づくサービス利用料	全額保証	保証対象外

(注1) 賃貸人が賃借人に對して一定期間賃料の支払いを免除した場合（フリーレント）、その期間の賃料は保証対象外とします。

(注2) 原状回復費用①については、国交省のガイドラインおよび関連する都市条例・ルールに基づき賃借人の負担となるものののみ保証範囲とします。また、その請求に關し、見直すの権利が条件となる場合があります。

(注3) 原状回復費用②については、乙の指定する代位弁済依頼書および死亡を証明する書類の提出が条件となります。

(注4) 明渡し訴訟費用については、保証会社が指定する弁護士に委託しなかった場合は保証対象外とします。

(注5) 戦争、地震、天災地災等不可抗力によって生じた損害、並びに火災、ガス爆発、自殺等、賃借人の故意・過失等によって生じた損害は保証対象外とします。

(注6) 賃貸借契約または、本契約の各条項に違反したときは免責とします。

(注7) 保証対象項目であっても賃貸名義の取得ができない場合は免責とします。

(注8) 各種付隨サービス利用契約に基づくサービス利用料については、賃借人が見守りサービス・駆け付けサービス等の各種付隨サービス利用契約を締結した場合のサービス利用料を指します。

2. 以下各号に該当する場合、甲は前項の保証債務を履行する義務を負わないものとします。

① 賃貸借契約上の賃借人兼保険契約、ガス利用契約、電気需給契約、並びに付隨サービス利用契約上の契約者として、乙の氏名が記載されていなかった場合。

② 保証対象物件の入居者（以下、「入居者」という。）に変更が生じたとき、乙が甲に入居者の変更を通知し、それに対して甲の承諾がない場合。

③ 乙の甲に対する債務の保証人が乙の代表者である場合、その代表者の変更が生じたとき、乙が甲に代表者の変更を通知し、それに対する甲の承諾がない場合。

### 第3条（保証料）

1. 乙は利用開始時および更新時に署名欄記載の保証料を甲に支払うものとします。

2. 賃貸借契約に基づく乙の賃貸人に対する債務について、甲が加盟店または賃貸人もしくは保険会社、小売電気事業者、ガス事業者、付隨サービス提供事業者に立替払いもしくは保証債務の履行を行なった場合、乙は、前項の保証料とは別に、署名欄記載の保証料を甲に支払うこととしめ願望します。

3. 乙は、保証料が削減等の改正および経済情勢等の変動により変更されることに異議申し立てをしません。

4. 乙は、甲に対し、保証対象物件を明け渡すまで、引き続き本条に定める保証料を支払うことにしておきます。

5. 甲は、乙から返収した保証料の返金については理由の如何を問わず一切いたしません。

### 第4条（求償権および督促費用）

1. 甲が、保証債務を履行したときは、甲は乙に対し求償権行使することができ、乙は、甲に対してその保証債務、保証債務履行に要した費用および保証料欄記載の保証料の合計額、並びにこれららの金員に対する支払期日の翌日から支払日至るまで年1.4%の割合による遅延損害金（年365日の目割り計算による）を支払うものとします。なお、支払日、支払方法は立替保証契約に定める期日に從うるものとし、遅延損害金の割合について、乙は甲に対し異議申し立てをしません。

2. 乙は、甲に対して、甲が前項の保証債務を履行したことに基づく求償金債務を、第3条第2項に基づく月額保証料と併せて、保証債務履行日の当月末もしくは甲が指定する期日までに指定の口座に送金する方法により支払うものとします。

3. 乙は、甲に対する支払に要する費用（送金手数料等）を負担するものとします。

4. 乙が甲に対する求償金の支払を怠った場合、第1項に定める遅延損害金とは別途、乙は甲に対して、督促手数料（通信費、交通費、事務手数料等）として、2,200円（内税200円）を支払うものとします。

### 第5条（返済金の充当順序）

乙の返済した金額が本契約に基づき乙が甲に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、乙に対する何等の通知なく甲が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても乙は甲に対し異議申し立てをしません。

### 第6条（連帯保証契約）

甲と連帯保証人（以下、「丙」という。）は、賃貸借契約上の賃借人兼保険契約、電気需給契約、ガス利用契約並びに付隨サービス利用契約上の契約者（以下、「乙」という。）との本契約に基づく債務に關する情報を受けたうえで、以下のとおり合意します。

1. 丙は、本契約に基づく乙の甲に對する一切の支払債務全般およびそれに付隨する一切の費用について、徴収額を「本契約締結時の賃料および其益費・管理費・駐車場利用料等署名欄記載の合計額の2.4ヶ月分」の範囲内で乙と連帯して債務履行の責任を負います。

2. 丙は、乙の連帯保証人として、賃貸人等に支払いをした場合においても、甲に対し、求償することはできないものとします。

【お問い合わせ・ご相談窓口】

本契約および連帯保証契約（以下、「両契約」といいます。）についてのお問い合わせおよびご相談については、下記あんしん保証株式会社にご連絡ください。

（両契約についてのお問い合わせ）

あんしん保証株式会社 消費者ご相談窓口

〒140-0002 東京都品川区東品川四丁目12番4号 品川シーサイドパークタワー9階

電話：03-6827-3440

受付時間：9：00～18：00（土日祝日、当社指定休日は除く）